

文書
整理
番号

受付
年月
日

昭和42年5月10日
総第1101号

起案 42年4月20日

決裁 年 月 日

施行注意

主任者

官房局(部)総務課(室)
審査係 電内2130番
氏名山田隆之印

標 題 弁護士法第23条の2の規定に基づく照会について
(回答)

大 臣

政務次官

事務次官

官房長

類 別 1 2 3 4
区 別 甲 乙 丙
通 各
番 号
月 報
要 否
部
浄書数
發送者印
保存年別 永久 年
分類番号

(起案理由)

横浜弁護士会長 平川巴から依頼、ある標記の
いて、各局で調査、結果該名が本署にてその旨回答
した。

厚生省起案用紙

案

番 号
年 月 日

横浜弁護士会 平川巴殿

厚生省大臣官房総務課長

弁護士法第23条の2の規定に基づく照会について

昭和42年3月17日付にて照会あり、在中華会館(財

団法人)の寄附行為の謄本等については調査の

結果を所定日付に回答する。この旨回答する。

丙 第 440 号
昭和42年3月28日

大臣官房総務課長 殿

大臣官房人事課長



弁護士法第23条の2に基づく照会
について

昭和42年3月23日総第1050号にて照会
のあつた標記については、当課においては該当が
ない。

会 発 第 2 6 7 号

昭和42年3月29日

大臣官房総務課長 殿

大臣官房会計課長



弁護士法第23条の2に基づく照会

について(回答)

標記のことについては、該当ありません。

企収第 183 号

昭和 42 年 3 月 30 日

大臣官房総務課長 殿

大臣官房企画室長



弁護士法第 23 条の 2 に基
づく照会について (報告)

昭和 42 年 3 月 23 日 総第 1050 号

をもって照会のあった標記に
ついては、該当がないのでこの旨
報告する。

統管収第233号

昭和42年3月28日

大臣官房総務課長 殿

大臣官房統計調査部長



弁護士法第二十三条の二に基づく照会
について（回答）

3月23日、総第1050号により照会のあつ
た標記の件、当部においては保管していないので、
この旨回答する。



衛 発 第 2 / 3 号

昭和42年3月30日

大臣官房総務課長 殿

公 衆 衛 生 局 長



弁護士法第二十三条の二に基づく照会に
ついて(回答)

標記について、当局においては当該法人の寄附行為の謄本等
は保管されていないので、お答えします。

10/1/2 生 省

裏
面
白
紙

環衛第7055号

昭和42年5月8日

大臣官房総務課長 殿

環境衛生局長



弁護士法第23条の2に基づく照
会について

昭和42年3月23日付け総第1050号をもつ
て照会のあつた標記については、調査したが該当す
るものがないので報告する。

厚生省

裏
面
白
紙

医 発 第 4 5 0 号

昭和 4 2 年 4 月 5 日

大臣官房総務課長 殿

医 務 局 長



弁護士法第 2 3 条の 2
に基づく照会について

昭和 4 2 年 3 月 2 3 日付け総第 1 0 5 0 号で照
会のあつた標記に係る謄本等は、当局に保管され
ていない。



薬発才 255号

昭和42年4月12日

大臣官房総務課長 殿

薬務局長



弁護士法才二十三条の二に基づく照会
について（回答）

昭和42年3月23日総才1050号をもつ
て依頼のあつた標記について、照会の謄本等は
当局には保管されていない。

裏面白紙

国 発 第 269 号

昭和42年4月20日

厚生省大臣官房総務課長 殿

厚生省国立公園局長



弁護士法第二十三条の二に基づく
照会について（報告）

昭和42年3月23日総第1050号で依頼
のあつた標記については、当該書類を保管して
いない。

社 底 第118号
昭和42年4月4日

大臣官房総務課長 殿

社 会 局



弁護士第23条の2に基づく照会
について(回答)

昭和42年3月23日総第1050号で照会のあつた標記に係る
法人に関する書類は、当局には保管されていない。なお、当該法人
の所管は、当局でないと思料されるのでよろしくお取り計らい願ひ
たい。

児 発 第 172 号

昭和42年4月6日

大臣官房総務課長殿

児童家庭局長



弁護士法第23条の2に基づく照会について

(回答)

昭和42年3月23日総第1050号で照会のあつた標記の件について次のとおり回答する。

財団法人中華会館は、当局の所管の法人ではないので、関係書類は保存されていない。

裏
面
白
紙

保文発第163号

昭和42年4月3日

厚生大臣官房総務課長 殿

厚生省保険局長



弁護士法第二十三条の2に基づく
照会に対する回答について

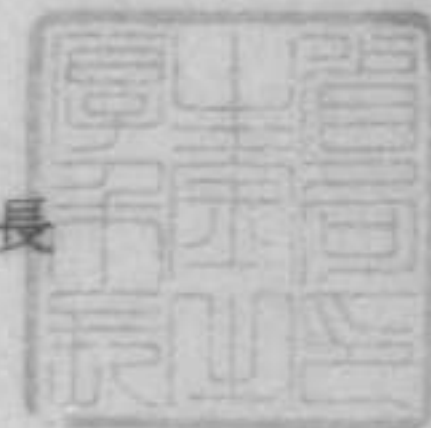
昭和42年3月23日付、総第1050号による
標記の照会の件について、保険局では該当する
文書を保管してないので、この旨回答する。

年 発 第 422 号

昭和42年4 月 7日

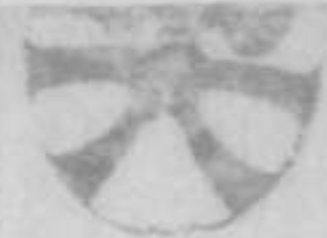
大臣官房総務課長 殿

年 金 局 長



弁護士法第23条の2に基づく照会について（回答）

昭和42年3月23日付け総第1050号をもつて照会のあ
つた標記の件については、該当する書類は保管されていないの
で報告いたします。



援発第 275 号

昭和42年3月28日

大臣官房総務課長 殿

援 護 局



弁護士法第23条の2に基づく
照会について(回答)

標記について、昭和42年3月23日総第
1050号をもつて調査依頼のあつた中華会館
(財団法人)については、当局所管の公益法人
ではないので、寄附行為の謄本等は保管されて
いない。

庁文発第 2862号

昭和42年3月25日

厚生大臣官房総務課長 殿

社会保険庁長官官房総務課長



弁護士法第二十三条の二に基づく

照会について（報告）

昭和42年3月23日総第1050号で照会
のあつた財団法人中華会館の寄附行為の謄本等
については、当庁では保管していない。

事

年 番 月 日

別記/殺文書より

大臣官房総務課長

弁護士法第二十三条の二に基づく照会について

標記について、横浜弁護士会長平川巴から

添別紙字のとおり照会があったので、調査のうえ

3月31日迄に当課に報告願いたい。

42.3.20

昭和四十二年三月十七日

横浜弁護士会長

平川巴

横浜市伊豆日大通り
九番地

TEL (20) 二八〇九
三四〇〇



弁護士法才二十三条の二に基く照会について御依頼

当会々員弁護士

三浦徹

より同人の受任する訴訟事件に

関し別紙事項について貴宿

に対し弁護士法才二十三条の二に

基く照会方請求がありました当会は右請求は之を相当と認め仍

て別紙事項について御調査御報告方願いたく御依頼申し上げます

1282803

照 会 事 項

左記中華会館の寄附行為の謄本等が保管されているか否かを回答
下されたい。

記

- | | |
|----------------|---|
| 一、名 称 | 中華会館（財団法人） |
| 二、事 務 所 | 横浜市中区山下町一四〇番地 |
| 三、目 的 | 法律、衛生、道徳、思想ノ普及及発達ヲ図リ並ニ
之ガ実行ヲ期スルヲ以テ目的トス |
| 四、設立許可
の年月日 | 明治三六年一二月一八日 |

以 上

別記

人事課長✓

會計課長✓

企画室長✓

統計調査部長

公衆衛生局長✓

環境衛生局長

医務局長✓

薬務局長

国立公園局長

社会局長✓

児童家庭局長

保険局長✓

年金局長✓

援護局長✓

社会保険庁官舎総務課長

厚生省

裏面白紙

7

115

裏面白紙